

令和2年4月30日

唐津市内の教育・保育施設をご利用の保護者の皆様へ

唐津市長 峰 達郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

日頃から、本市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

全国を対象に緊急事態宣言が発出されたことを受け、国（厚生労働省）からの「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」に基づき唐津市内の保育施設の利用について次のとおり対応させていただきます。感染拡大を防ぐためのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る対応

緊急事態宣言が出た場合の対応

佐賀県知事からの要請を受け、4月21日から5月10日までは、幼稚園部門の方については引き続き臨時休園となります。また、保育部門の方については登園をお控えください。5月11日以降は、緊急事態宣言の延長がされた場合引き続き登園をお控えください。なお、緊急事態宣言が延長されない場合であっても、感染拡大防止のために引き続き登園を控えるよう要請する場合があります。

なお、仕事を休むことができないなど、やむを得ず保育園の利用が必要な場合については引き続き保育園を利用することができます。登園する場合であっても、登園前に子どもの体温の計測の徹底など感染拡大の防止をお願いします。

登園をしなかった場合の保育料について

緊急事態宣言の期間中に保育園を利用しなかった場合、利用しなかった日数分の保育料は日割り計算を行います。日割り計算した保育料は、翌月以降の保育料に振り替えます。日割り計算に伴うお手続きは不要ですが、保育料変更のお知らせは行いませんのでご了承ください。（※副食費については、保育料と同じように日割計算を行い、翌月以降の副食費に振り替える予定です。園長）

臨時休園する場合

- (1) 感染した子ども・職員が、発熱や呼吸器症状が出ている状態で登園していた場合、その保育施設については臨時休園（一部または全部）することとします。
- (2) (1)とは別に、地域全体での感染拡大を抑えることを目的に、県の衛生部局等と相談の上、感染者がいない保育施設についても臨時休園を行うことがあります。

新型コロナウイルス感染症に関するお問合せ先

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 厚生労働省電話相談窓口 | TEL：0120-565-653 受付時間：9:00～21:00（土日・祝日も可） |
| (2) 唐津保健福祉事務所 | TEL：0955-73-4186 受付時間：8:30～17:15（平日） |

【本件に関するお問合せ】

唐津市保健福祉部子育て支援課 TEL：72-9151